

土佐町指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：土佐町棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項

(棚田等の名称及び範囲)

(1) 旧田井村地域

- ・松ヶ丘棚田 (1/8.9 (20.8ha))

うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 13.8ha)

- ・伊勢川棚田 (1/9.5 (30.6ha))

うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 20.4ha)

(2) 旧森村地域

- ・溜井棚田 (1/7.9 (97.9ha))

うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 65.2ha)

- ・白石棚田 (1/15.7 (11.8ha))

うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 6.6ha)

- ・相川棚田 (1/24.3 (13.2ha))

うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 5.0ha)

- ・高須棚田 (1/8.7 (92.0ha))

うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 61.3ha)

- ・和田棚田 (1/4 (7.9ha))

うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 5.3ha)

- ・中尾棚田 (1/27.9 (7.3ha))

うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 1.2ha)

(3) 旧地藏寺村地域

- ・立割棚田 (1/7.2 (45.9ha))

うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 30.6ha)

- ・石原棚田 (1/10.1 (9.3ha))

うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 6.2ha)

- ・上地藏寺棚田 (1/9.7 (38.3ha))

うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 24.8ha)

- ・名高山棚田 (1/7 (14.8ha))

うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 9.8ha)

- ・下地藏寺棚田 (1/8.7 (8.1ha))

うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 5.4ha)

- ・東石原棚田 (1/8.4 (42.9ha))

うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 28.6ha)

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

○棚田法面の補修

- ・法面、耕作農地の定期的な巡回活動を年2回以上行う。
- ・用水路や法面の維持、補修等を行い、洪水被害防止や土砂災害を未然に防ぐことで棚田の多面にわたる機能の発揮に取り組む。（農道等補修延長5キロメートル以上）

○耕作放棄の防止・削減

- ・計画期間中の指定棚田地域における耕作農地面積の減少を10%以内に抑える。
- ・棚田の保全に取り組む人数を20人以上増加させる。

○生産性・付加価値の向上

- ・令和11年度までに防除用ドローンなどICT技術を活用した機器を1台以上導入し、省力化によるスマート農業の取り組み面積を10ヘクタール以上増加させる。
- ・機械共同利用化等に取り組み、共同利用面積を10ヘクタール以上増加させる。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○農産物の供給の促進

- ・棚田での農作物のブランド化に取り組み、販売促進を図る。
- ・道の駅、直販所などに地域産品を出荷し販売額を50万円以上増加させる。
- ・町内の日本酒製造事業者と連携し酒米の生産促進を図る。当該製造事業者は、これら棚田の酒米を積極的に仕入れるとともに、国内及び海外向けに販売促進を図る。

○自然環境の保全・活用

- ・有害鳥獣の駆除や被害防止を促進し、イノシシ、サル、シカ等の鳥獣被害の減少を図り、電気牧柵等による農地防除面積30ヘクタールの増加に取り組む。

○伝統文化の継承

- ・地域伝統行事（田休みなど）に地域外の参加者を募り、交流人口の拡大を図る。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・棚田を通じた地域イベントを実施し、交流人口を年間50人以上増やす。

○棚田を観光資源とした地域振興

- ・農業体験やウォーキングイベントなどを年間1回以上実施し、5年間で参加者数150人以上を目指す。
- ・観光ツアー等の受け入れを行うとともに、そうしたツアーで地域が対価を得られる仕組みや、観光バス通行のルールづくりなど「持続可能な棚田観光」を推進する。

○棚田を通じた SDGs の推進

- ・棚田の維持及び活用を通じ、棚田のもつ多面にわたる機能を発揮しながら、水源の保全及び涵養に寄与するとともに、持続可能な棚田地域づくりを推進する。

3 計画期間

認定の月から 令和 12 年 3 月 31 日

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添 2 の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

○棚田法面・水路・農道の補修、耕作放棄の防止・削減

- ・中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度等を活用しながら棚田の耕作放棄発生を防ぐ

○生産性・付加価値の向上

- ・集落営農組織での農作業共同化や、水田の病虫害の防除等にドローンの活用などスマート農業の取り組みによる省力化を推進する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○農産物の供給の促進

- ・集落活動センターの取り組みと連携したブランド米化に取り組み、個人出荷から付加価値をつけた共同販売を行いイベントでの特産物販売促進を図る。
- ・観光協会などと連携し、道の駅土佐さめうらでの販売やふるさと納税への返礼品へ地域特産品を活用する。

○自然環境の保全・活用

- ・狩猟者と連携した有害鳥獣捕獲活動の実施、町補助事業を活用したくくりワナ・箱ワナ・ワイヤーメッシュ柵等の共同防除の実施を図り、生産者は電気柵や草刈りの実施で防除を図る。

○伝統文化の継承

- ・稲作にまつわる「田休み」や「虫送り」の地区行事を維持し、地元出身者や他の交流事業の参加者等の外部人材の活用を推進していく。

③棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・棚田ウォーキングイベント、収穫祭イベントなど観光イベント等と連携し、農産物の販売促進・交流人口の拡大を図る。
- ・有料の棚田散策ツアー等を実施し、観光客の集客に取り組む。また、そうしたツアーにより地域が対価を得られる仕組みや、観光バス通行のルールづくりなど「持続可能な棚田観光」を推進する。

○棚田を通じた SDGs の推進

- ・棚田の維持及び活用を通じ、棚田のもつ多面にわたる機能を発揮しながら、水源の保全及び涵養に寄与するとともに、持続可能な棚田地域づくりを推進する。プラスチック被膜コーティングの肥料の使用軽減を図り、堆肥の使用増進を図る。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

土佐町棚田地域振興協議会は土佐町、土佐町農業委員会、特定非営利活動法人いほく活性化機構、高知県農業協同組合、高知県中央東農業振興センター嶺北農業改良普及所、農業者で構成する。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項